

# 正当此時御書

文永一〇年四月

五二歳

正しく此の時に当たる。而も随分の弟子等に之を語るべしと雖も、国難・王難・数度の難等重々来たるの間、外聞の<sup>はばか</sup>憚り之を存じ、今に正義を宣はずば、我が弟子等定めて遺恨有らんか。又<sup>そもそも</sup>抑<sup>とがこれ</sup>時の失之有るが故に今<sup>ほぼ</sup>粗之を註す。志有らん者度々之を聞き、其れを終へて後之を送れ。<sup>ことごと</sup>咸<sup>ちようもん</sup>く三度を以て限りとして聴聞すべし。其の後